

<70歳以上の方の上限額（平成29年8月から平成30年7月診療分まで）>

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役並み	年収約370万円～ 健保: 標報28万円以上 国保・後期: 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
			【多数回該当の場合】44,400円
一般	年収156万円～約370万円 健保: 標報26万円以下 国保・後期: 課税所得145万円未満等	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円
			【多数回該当の場合】44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

<70歳未満の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保: 標報83万円以上 国保: 旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
		【多数回該当の場合】140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保: 標報53万円～79万円 国保: 旧ただし書き所得600万円超～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
		【多数回該当の場合】93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保: 標報28万円～50万円 国保: 旧ただし書き所得210万円超～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
		【多数回該当の場合】44,400円
エ	～年収約370万円 健保: 標報26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
		【多数回該当の場合】44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円
		【多数回該当の場合】24,600円

※1つの医療機関等での自己負担(院外処方代も含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。
※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。